

日本は「格差社会」になったのか

— 比較経済史にみる日本の所得格差 — *

森 口 千 晶

日本国内では格差の問題が社会的関心を集め、日本はもはや「一億総中流社会」ではなく「格差社会」であるという認識が浸透しつつある。本論文では、比較経済史の視座から日本における所得格差の長期的変遷を俯瞰し、日本は本当に「格差社会」になったのかを検証する。高度成長期に「格差なき成長」を遂げたわが国は、1980年代には国際的にみても平等度の高い社会を実現した。この「日本型平等社会」の特質は、再分配前の所得における世帯を単位とする平等にあり、企業による正社員への人的資本投資と雇用保障、男性正社員を世帯主とする標準世帯、夫婦による性別役割分業、および非稼得者への私的扶助、を前提としていた。しかし、1980年代以降の急速な少子高齢化と世帯構造の多様化、さらに1990年以降の長期不況はこれらの前提を大きく揺るがし、既存の制度に包摂されない社会の構成員を増大させることになった。日本における格差拡大の特徴は富裕層の富裕化を伴わない「低所得層の貧困化」にあり、世界の趨勢とは一線を画している。日本の直面する真の課題は貧困化と革新力の低迷であり、世帯よりも個人を、同質性よりも多様性を尊重する新たな制度を構築しなければならない。

JEL Classification Codes: D31, H50, N35

1. はじめに

二十一世紀の今日、アメリカやイギリス、韓国、中国など世界各国で所得の不平等の拡大が社会問題となっている。日本でも、長期にわたる低成長の閉塞感のなか、格差や貧困への社会的関心が高まっている。実際、メディアの報道に格差という言葉を見ない日はなく、国民の間にも「一億総中流」の時代は去り、日本は「格差社会」になったという認識が広く浸透しつつある。確かに、2010年代に入り子どもの6人に1人が貧困にあることや、生活保護の受給者数が戦後最高を更新したことは衝撃的な事実であり¹⁾、日本社会の質的な変化を示す証左のようにも見える。また、このような格差の拡大はグローバル化と規制緩和による競争市場の拡大によってもたらされたという言説も極めて一般的である。

しかし、メディアの報道はセンセーショナルリズムに走りがちで、格差の動向やその背景にある複数の要因を正確に把握しているとはいいがたい。一方で、所得格差に関しては労働経済学を中心にマイクロデータを用いた実証研究の蓄積が進んでおり、格差の動向だけではなくその要因についてもさまざまな角度から分析が行なわれている²⁾。しかし、これらの分

析は、利用する統計の所得概念や対象母集団、分析期間によって結果が異なることも多く、総合的な結論を導きだすことは思いの外むずかしい。

そこで本論文では、多くの先行研究を踏まえつつ、長期的かつ国際比較の可能な統計を用いて、比較経済史の観点から日本は本当に「格差社会」になったのかを再検証したい³⁾。その目的は、歴史的かつ国際的な視座から日本の現状を俯瞰することでその特質を浮き彫りにし、日本が直面している課題を明らかにすることにある。本論文では、紙幅の制約から経済格差、その中でもデータの豊富な所得格差に焦点をあて、①市場所得(再分配前の所得)と可処分所得(再分配後の所得)、②上位所得(富裕層)と下位所得(貧困層)、③個人所得と世帯所得、を区別して分析を進める。市場所得は人々の稼得能力を表すのに対して、可処分所得は人々の生活水準あるいは厚生により近い概念である。また、世帯所得の平等は個人所得の平等を意味するとは限らない。

本論文は以下のように構成される。第2節では、トマ・ピケティの研究に沿って上位所得の集中度の世界的趨勢をみる。第3節では、戦前には「格差社会」だった日本が、第二次世界大戦と高度成長期を経て「平等社会」に変貌した歴史的過程を俯瞰し、

安定成長期に浸透した平等主義の特質を明らかにする。第4節では、低成長期における所得格差の動向をジニ係数、上位所得シェア、および相対的貧困率によって把握し、その要因を考察する。第5節では、日本の直面する課題と展望を述べる。

本論文の主要な論点は以下のようである。日本は戦後の高度成長期に国内外の好条件の下で「格差なき成長」を遂げ、安定成長期には分厚い中間層に象徴される平等度の高い社会を実現した。この「日本型平等社会」の特徴は、政府による再分配前の所得における平等にあり、北欧型福祉国家のように税・社会保障による再分配後の所得における平等ではない。さらに「日本型平等社会」は、個人ではなく世帯を単位とする平等であり、①男性正社員を世帯主とする標準世帯、②夫婦による世帯内の性別役割分業、③非稼得者への親族による私的扶助、を前提として成立する。そのため、1980年代以降の少子高齢化および世帯規模の縮小に伴う世帯の異質性の増大は、経済環境の変化とは独立に、世帯間の所得格差を拡大させる大きな要因となった。さらに1990年代以降の長期不況は、すでに進行中の人口構造と世帯構造の変化の要因に加えて、無職および非正規世帯の増加を通じて市場所得にみる相対的貧困率を上昇させる要因となった。日本における近年の格差拡大の最大の特徴は富裕層の富裕化を伴わない「低所得層の貧困化」にあり、低所得世帯の所得が絶対的水準で顕著に低下している点で先進国の中でも特異である。

さらに、日本では政府の再分配政策が貧困削減に限定的な効果しか持たないため、市場所得における貧困が可処分所得における貧困に直結する傾向にあり、それが格差に対する社会不安を高めている。ただし、低成長期における男性非正規雇用の増大は、日本的雇用慣行の「崩壊」ではなく、むしろ制度の適用範囲を縮小することによって、その存続を図った結果だと見るべきだろう。その結果、バブル期には大卒女性にも拡大された長期雇用(正社員に人的資本投資と雇用保障を与える制度)は、女性を再び適用外とし、さらに一部の男性をも適用外に置くこととなった。そして、従来は女性限定だった非正規雇用が若年男性にも及んだことにより、初めて正規・非正規間の格差が社会問題化したのである。

換言すれば、1980年代以降の少子高齢化および世帯構造の多様化と1990年代以降の景気低迷というトリプル・パンチによって「日本型平等社会」の

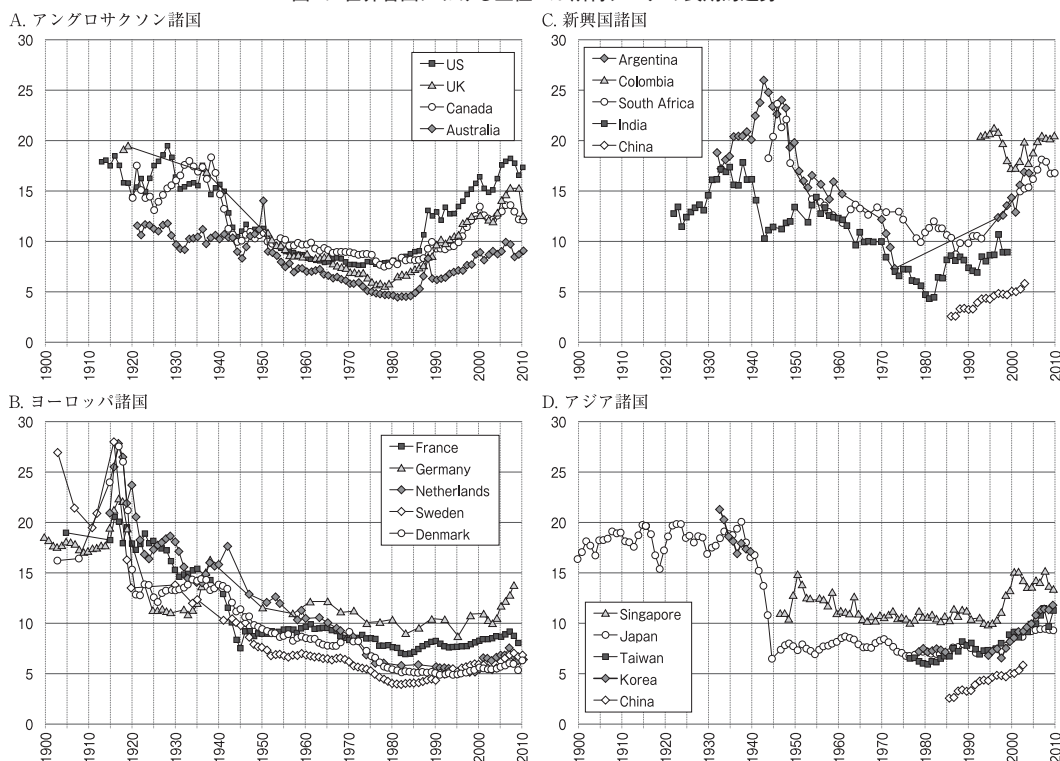
前提が大きく崩れ、これまでのシステムでは対応できない社会の構成員が増えたことによって、日本は「格差の顕在化した社会」になったといえる。この結論は日本が構造改革や規制緩和の結果、公正よりも効率を重視し格差を積極的に容認する「アメリカ型格差社会」になったという見方を支持しない。日本が直面する課題は、貧富の差の拡大とそれに伴う社会の二極分化ではなく、むしろ革新力の低迷と絶対的水準における貧困化である。その解決には、家族の多様性を認め、男女の平等を前提とし、世帯ではなく個人を単位とした、新しい雇用や社会保障のシステムのデザインが必要となる。

2. 不平等の世界的トレンド

トマ・ピケティの大著『二十一世紀の資本』は、日本でも大きな話題を集めた(Piketty 2014)。本節では、ピケティが編み出した格差の一指標である高額所得者への所得集中度を示す上位所得シェア(top income share)を用いて、不平等の世界的趨勢をみる。上位1%所得シェアとは、成年人口の上位1%にあたる高額所得者層に発生した所得(課税・公的移転前の市場所得)が総個人所得に占める割合である。この指標の革新性は、通常の家計調査では把握が困難な富裕層の所得の動向を、所得税統計と国民経済計算という標準的な政府統計を用いて計測する点にある。例えば、アメリカの代表的な家計調査であるCurrent Population Surveyを用いても、標本調査であるために頻度の低い高額所得世帯ほど観察数が少なく、さらに所得が20万ドル以上の世帯はtop codingによって一括りにされ、2012年には全世帯の4.5%もの世帯がこの階級に属しているためその詳細を知ることができない。この点、税務統計は納税者の全数調査であり、上位0.1%、0.01%といった「超」富裕層(super rich)の所得が推定できる。また、先進国でも大規模な家計調査の開始は1960年代であるのに対して、税務統計は累進所得税の導入年から存在するため、この指標によって(家計調査を必要とする)ジニ係数よりもはるかに長期にわたる不平等の時系列データが得られるという点でも優れている。現時点では、ピケティと彼の共同研究者を中心とする世界各国の研究者によっておよそ30ヵ国について上位所得シェアが推計されており、World Wealth and Income Databaseとして公開されている⁴⁾。

図1は、このデータベースに基づいて各国の上位

図1. 世界各国における上位1% 所得シェアの長期的趨勢



注) 成人人口の上位1%の高額所得者の所得が総個人所得に占める割合を示す。所得は原則として個人の課税・公的移転前の市場所得だが、公的年金を含み資本譲渡益を含まない。

出所) World Income and Wealth Database (<http://wid.world>)より筆者作成。

所得シェアの推移を示したものである。パネルAによると、アングロサクソン諸国では1910年代から長期的に減少傾向にあった上位1%所得シェアが、1980年代を境に急速に上昇し、いわゆる逆U字型を示している。ヨーロッパの各国では、二十世紀初頭にはアングロサクソン諸国以上に富裕層に所得が集中していたが、やはり1980年までにシェアが大きく低下し、その後は緩やかな上昇傾向を示している(パネルB)。南アフリカ・インド・アルゼンチンといった新興国においても1980年代を転機にそれまで低下傾向にあった上位1%シェアが急速に上昇しつつある(パネルC)。同様の傾向は東アジアでもみられ、韓国・台湾・中国においても1980年代から富裕層の所得占有率が拡大している(パネルD)⁵⁾。後に詳しく見るように日本においても1990年代以降、上位1%所得シェアが緩やかに上昇している。

ピケティは多様な歴史データを駆使して、このような所得の不平等化の背後には、経営者報酬の高額化だけではなく、富の集中による上位資本所得の増大があること、そして欧米先進国における二十世紀

半ばの富の集中の低下は、二つの世界大戦と大恐慌(およびそれに伴う政府の介入)という「歴史的アクセシント」の結果にすぎず⁶⁾、資本主義の常態はむしろ「富裕層の富裕化」にあると論じた(Piketty 2014)。ピケティによると、富と所得の集中は資本市場のグローバル化に伴う普遍的な趨勢であり、アメリカはその先例に過ぎない。それでは、日本においても「富裕層の富裕化」は起きているのだろうか。以下ではその検証を行うが、その前に日本における所得の不平等の一世紀にわたる長期的変遷を概観する。

3. 日本型平等社会の歴史的起源とその特質

日本は1980年代に「一億総中流」ともいわれる平等度の高い社会を実現したといわれる。そして今、日本が格差社会になりつつあるという認識は、あくまでもこの総中流社会を起点とした議論である。しかし、歴史を遡れば、戦前の日本は厳然たる格差社会であり、日本社会に平等主義(egalitarianism)が浸透したのはそれほど昔のことではない(南1996；

谷沢 2004). そこで本節では、日本がどのような歴史的過程によって、戦前の格差社会から戦後の平等社会へと変貌したのかを俯瞰し、その歴史的アウトカムとしての「日本型平等社会」の特質を明らかにする。

3.1 日本型平等社会の歴史的起源

図 2-A は日米の 1 人当たり実質 GDP の長期的推移を示す(縦軸は対数表示、傾きは成長率に対応)。日本は明治維新以降、近代化と産業化を急ピッチで推し進め、戦前と戦後の二度にわたり奇跡ともいわれる高成長を遂げ、安定成長期を経て 1980 年代には実質所得においてアメリカの水準にほぼ追いついた。しかし、日本は 1990 年代から「失われた 20 年」ともいわれる低成長期に入り、日米の実質所得の差はむしろ拡大している。

図 2-B は日米における上位 1% および 0.1% 所得シェアの長期的推移を示したものである(Moriguchi and Saez 2008)。日本では産業化初期の高成長期に富裕層への所得の集中が進み、戦間期の上位 1% のシェアは最大で 20% (上位 0.1% は最大で 10%) にも達したが、これは同時期のアメリカを上回る高い水準だった。さらに重要なのは、戦前の日本には超富裕層と絶対的貧困層(都市細民と小作農)が同時に存在し、貧富の差が極めて大きかった点である(溝口 1986; 谷沢 2004)。また、戦前は所得税・相続税の累進性が低い上に、家督相続には優遇措置があり、世代を超えて富が蓄積される一方で、貧困層に対しては 1929 年に救護法が制定されるまで公的扶助の制度もなかった。

戦前は全国規模の家計調査がないために貧困層の定量的な把握が困難だが、絶対的貧困率(生活に最低限必要な絶対水準の所得を貧困線と定める貧困率)の代理変数としてよく用いられるものに乳児死亡率および平均寿命がある。図 2-C によって日米における男性の平均寿命の長期的推移をみると、アメリカでは戦前期に平均寿命が 45 歳から 60 歳に大きく伸びているのに対し、日本では 1900 年から 1936 年にかけて 45 歳前後で低迷している。これは、戦前の日本においては平均実質所得の顕著な上昇にもかかわらず(図 2-A)、貧困層の生活水準には改善がなかったことを示唆する。

しかし、戦時体制に入る 1938 年から日本の上位所得シェアは急落を始め、1945 年までに上位 1% の占有率は 20% から 6% へ、上位 0.1% の占有率

は 9% から 2% へと劇的に低下した(図 2-B)。その後、驚異的な成長率を記録した高度成長期(1955-1973)にも富裕層のシェアは低位で推移し、安定成長期にも低下傾向にあった。その結果、バブル経済のピークである 1990 年においても日本の上位 1% 所得シェアは 8%、上位所得 0.1% シェアは 2% に過ぎない。図 2-C によると、日本人男性の平均寿命は、戦後混乱期である 1947 年の 50 歳から 1960 年の 65 歳へと急上昇して、1963 年にはアメリカを抜き去っており、この時期に貧困層の生活水準が劇的に改善したことを示唆する。

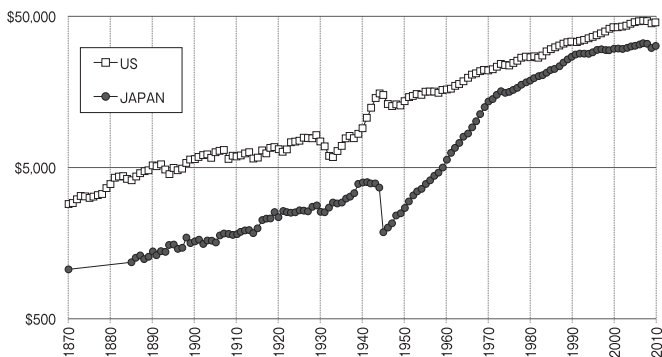
以上でみた長期時系列データは、日本の高成長が戦前には「格差社会」、戦後には「平等社会」の下で達成されたことを示すが、これは日本の経済システムは戦前と戦後で全く異なるものだったとする多くの先行研究と優れて整合的である(岡崎・奥野 1993; 寺西 2003)⁷⁾。すなわち、明治大正期の経済発展のエンジンは、資産家(地主や商工業経営者)による財閥系を中心とする大企業への資本投下、企業から大株主への高配当による利潤還元と高額の重役報酬、そして資産家による富の蓄積とその再投資、にあった。しかし、1938 年の国家総動員法に始まる軍事統制は、直接生産に従事する農民や工場労働者を保護する一方で、「不労所得」とも呼ばれる資本所得(地代・配当・利子)や重役報酬に厳しい制限を加えた。さらに戦時インフレと都市部の大空襲が金融資産と実物資産を破壊し、富裕層の所得に大打撃を与えたのである。実際、上位 1% 層の所得の内訳をみると、戦前には五割を占めていた資本所得が戦時中に払拭され、労働所得も急減したことが確認できる(Moriguchi and Saez 2008, Moriguchi 2010)。

だが、上位所得シェアはなぜ戦争という甚大だが一時的なショックから回復しなかったのか。その最大の理由は戦後占領期(1945-1952)の民主改革にある。土地改革・財閥解体・臨時財産税は大規模な土地・株式・家計資産の再配分をもたらした。富そのものの集中を解消したため、長期にわたる資本所得の平準化をもたらした。さらに、戦時に高度に累進性を増した所得税・相続税が、戦後復興の財源確保のためにそのまま制度化されたことは富の再蓄積を著しく困難にした。また、教育の民主化は教育機会を均等化し、労働法改革は労働者に初めて団体交渉権を認め労使関係の平等化に寄与した。

このような制度的基礎の上に形作られたのが、高度成長期の「日本型企业システム」である。製造業

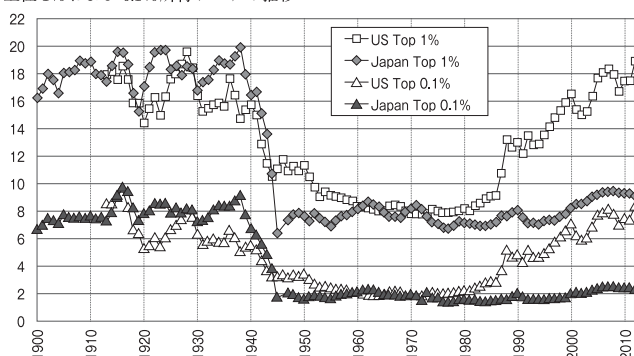
図2. 日本とアメリカにおける成長と格差の長期的趨勢

A. 一人当たり実質 GDP の推移



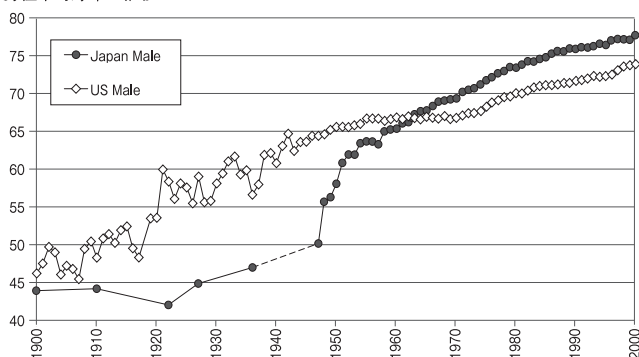
注) 縦軸は2000年USドルを単位とした対数表示。
出所) Moriguchi and Saez (2008), updated.

B. 上位1%および0.1%所得シェアの推移



注) 成人人口の上位0.1%および1%の高額所得者の所得が総個人所得に占める割合を示す。所得は原則として個人の課税・公的移転前の市場所得だが、公的年金を含み資本譲渡益を含まない。
出所) Moriguchi and Saez (2008), updated.

C. 男性平均寿命の推移



出所) 総務省統計局ホームページ『日本の長期統計系列』「特定分野：ジェンダー」表2-36; Arias (2015), National Vital Statistics Report 64(11), NCHS, Table 19.

大企業では、戦前の個人資産家に代わって系列企業とメインバンクが株式を保有し、オーナー経営者は内部昇進によるサラリーマン経営者に置き換わり、従業員は企業別組合を結成して企業統治に参加し、

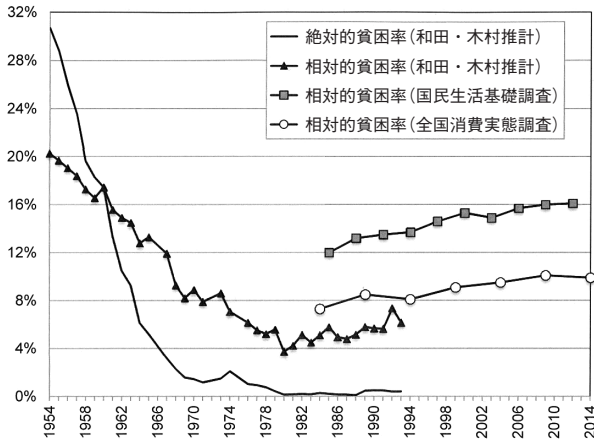
配当と重役報酬の顕著な低下をもたらした。さらに、ホワイトカラーだけではなくブルーカラー従業員にも教育訓練を行い、長期雇用を保障することで、ボトムアップの生産性向上を目指す日本型人事管理制度は、分厚い中間層の形成に寄与し、高度成長期における「格差なき成長」の原動力となった(森口 2013)。ただし、このような「格差なき成長」の実現の背景には、欧米からの豊富な技術導入機会の存在、潤沢な若年労働力、高学歴化による人的資本の質的向上、アジアにおける経済的優位、円安ドル高の固定為替レート、国際資本移動の規制など、国内外の好条件に恵まれていたことも重要である。

また、日本型雇用制度に包摂されたのは大企業を中心とする男性労働者であり、そこに含まれない中小企業労働者や小売業・農業を含む自営業者との間には依然として大きな所得格差が存在した。しかし、高度成長期に政府は中小企業および幼稚・衰退産業を保護対象とした競争制限的措置を打ち出し、規模別・産業別の賃金格差が大きく縮小した(溝口・寺崎 1995, 寺西 2003)。さらに、高度成長期の労働不足による地方から都市への人口移動は所得の地域間格差の大幅な縮小をもたらしたのである(Fukao *et al.* 2015)。

1950年代に入ると日本でも家計調査が開始され、ジニ係数や貧困率の推計が可能となる。絶対的貧困率(絶対水準の所得を貧困線と定める貧困率)と相対的貧困率(所得分布の中央値の一定割合を貧困線と定める貧困率)の長期的推計は、筆者の知る限りでは図3に示す和田・木村(1998)による推計のみである。1980年代以降については、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」に基づく相対的貧困率の

推計があるため、図3にはそれも示している。ただし、和田・木村推計とこれらの推計は貧困線の定義が異なるため相対的貧困率の水準を比較することはできない⁸⁾。また、「国民生活基礎調査」と「全国

図3. 日本における絶対的貧困率と相対的貧困率の推移



注) 和田・木村推計は1960年の生活保護受給世帯の世帯人員別平均消費額(一般世帯消費額の約4割)を貧困線に設定。「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」の推計はともに等価可処分所得の中央値の50%を貧困線に設定。

出所) 和田・木村推計: 和田・木村(1998)表5。「国民生活基礎調査」推計: 1985-2009年は厚生労働省『平成22年国民生活基礎調査の概況』表16、2012年は内閣府・総務省・厚生労働省(2015)参考1。「全国消費実態調査」推計: 1984-1994年は西崎・山田・安藤(1998)表2-14、1999-2014年は総務省『平成26年全国消費実態調査所得分布等に関する結果』表II-1。

消費実態調査」の相対的貧困率には推計方法が同一であるにもかかわらず大きな乖離があるが、これについては次節で詳述する。

図3によると、高度成長期に絶対的貧困率が急激に減少しており、これは図2-Cにみた同時期の平均寿命の急激な上昇とも整合的である。実際、日本人の平均寿命は1960年代に英米仏を上回り、1970年代には北欧を抜いて世界でも最長となった。そして、この未曾有の長寿化が1980年代以降の急速な高齢化をもたらすことになる。また、相対的貧困率も高度成長期に急速に低下しており、所得分布の下位において格差が縮小した。このように1950年代から1970年代にかけては貧困が絶対的にも相対的にも減少する一方で、上位所得層のシェアには大きな変化がなく(図2-B)、結果として中間層が大きく拡大したのである。日本人の社会階層意識に関する調査においても、1960年代後半にはすでに「一億総中流」と呼ばれる広範な中流意識の形成が見られ、安定成長期を通じて今日に至るまで極めて安定的に推移している(内閣府「国民生活に関する世論調査」)。

3.2 日本型平等社会の特徴

こうして高度成長期に形作られ、安定成長期に確立した「日本型平等社会」は、その成立期の歴史的

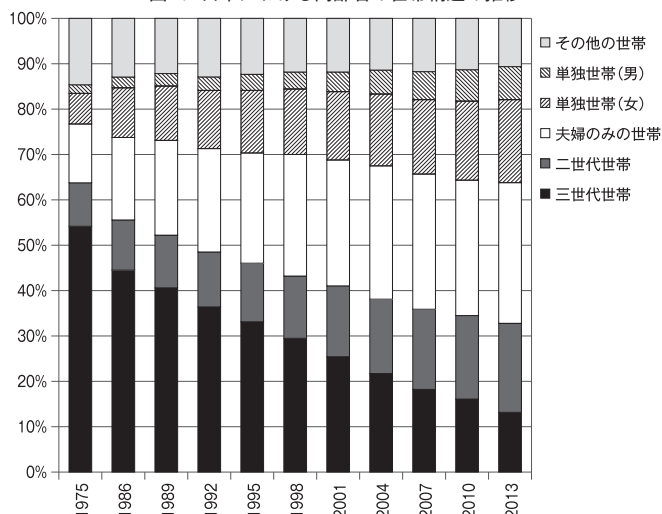
条件を反映した幾つの特徴を持つ。第一に、日本型企业システムは、重工業を中心とする製造業大企業において生み出された制度を雛形とするため、基幹となる労働者は男性に限定され、女性を初めから対象外とする「男性正社員モデル」を基礎におく。第二に、日本型の平等主義は個人ではなくあくまでも「世帯」を単位とした平等であり、男性正社員と専業主婦から構成される世帯を標準世帯とした家庭内の性別役割分業を前提としている(大沢2007)⁹⁾。ただし、世帯所得の平等は必ずしも個人所得の平等を意味するものではなく、世帯内の所得配分は平等であるという暗黙の仮定が置かれている¹⁰⁾。第三に、日本型平等社会の特徴は、政府による再分配前の「市場所得における平等」であり、北欧の福祉国家モデルのように政府の介入によって実現される事後的な平等ではない¹¹⁾。そして、日本型モデルは再分配政策に頼らずに平等が達成されることを前提としているため、特に貧困者の救済に政府の果たす役割が小さく、民法の定める「親族の扶養義務」を基礎に、家族による私的扶助が重要な役割を担っている。

第三の点についてももう少し補足する。日本は戦後を通じて先進国の中でもGDPに占める社会保障支出の割合が非常に低く、アメリカに並ぶ福祉小国(small welfare state)に分類される(Estevez-Abe 2008)¹²⁾。一般に、社会保障は社会保険(老齢・疾病・障害・失業等の生活リスクに対する保険)と公的扶助(最低限度の生活を保障するための貧困者救済)に大別されるが、日本の再分配制度は前者が中心であり、国際的にみても公的扶助が極めて限定的である(阿部2013)¹³⁾。さらに、年金や医療保険に代表される社会保険は制度上、所得階層間の所得移転を目的とするものではなく、むしろ保険料負担等において逆進性を持つことも多いため、日本型の社会保障制度は高所得層から低所得層への再分配機能が低いという特徴を持つ(小塩・田近・府川2006; Oshio 2006)。

4. 低成長期の所得格差の動向

高度成長期から安定成長期を経て確立された日本型平等社会はしかし、1980年代以降の社会経済環境の変化によってその前提条件が根本から揺らぐことになる。第1の変化は人口動態と社会構造の変化による少子高齢化と世帯規模の縮小の急速な進展で

図4. 日本における高齢者の世帯構造の推移



注) 高齢者(65歳以上)のいる世帯の世帯構成の分布を示す。

出所) 厚生労働省(2014)『国民生活基礎調査の結果から：グラフで見る世帯の状況』, 2-1.

ある。第2の変化は、経済のグローバル化と東アジア諸国の産業化に伴う国際競争の激化、特に、3つの金融危機(1992年のバブル崩壊、1997年のアジア通貨危機、2008年のリーマンショック)と長期的な景気低迷である。メディアの報道では、格差拡大は経済環境の変化と結びつけて語られることが多いが、以下でみるように人口の高齢化と世帯規模の縮小が所得格差に与える影響は極めて大きく、Ohtake and Saito(1998)、大竹(2005)、白波瀬(2009)、小塩(2012)が指摘するように、これらの要因を考慮しないことは長期不況の影響を過大評価することになる。

特に重要なのは、高齢化により高齢者が増えただけでなく、高齢者のみの世帯が増えたことである。この点を明確にするために、図4によって65歳以上の高齢者のいる世帯の世帯構造の推移をみる。安定成長期の1975年には半数以上(54%)の高齢者が三世帯世帯に暮らしていたが、その割合は1995年には33%、2013年には13%と急速に低下している。その一方で、単独で暮らす高齢者の割合は1975年の8.5%から2013年の25.6%へと急増し、しかもその大多数は女性である。実数でみると、1986年から2015年までに、男性の高齢単独世帯は25万世帯から195万世帯へ、女性の高齢単独世帯は104万世帯から429万世帯へ、夫婦のみの高齢者世帯は100万世帯から600万世帯へとそれぞれ急増している(厚生労働省「国民生活基礎調査」)。高齢者の非

同居化の一因は、公的年金の充実等により独立した生計を保てる高齢者が増加したことにあり、必ずしも生活水準の低下を意味するものではないが、後にみるように高齢単独世帯と貧困は密接な関係がある。以下では、低成長期の格差の動向をジニ係数、上位所得シェア、貧困率によって把握する。

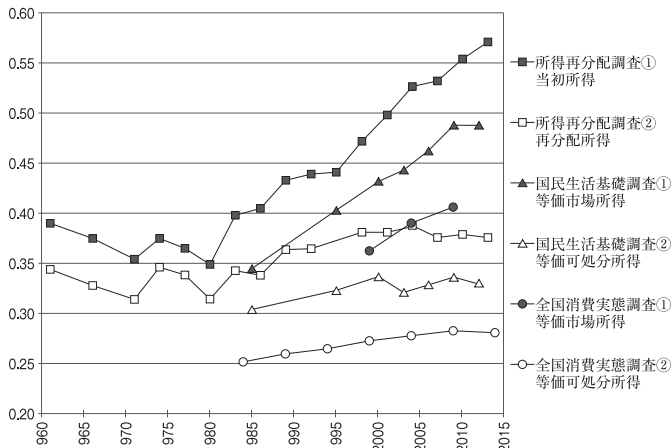
4.1 ジニ変数の動向

初めに代表的な政府調査である「所得再分配調査」と「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」について、調査別かつ所得概念別のジニ係数の推移をみておく¹⁴⁾。図5には、「所得再分配調査」の当初所得と再分配所得に基づくジニ係数(いずれも政府公表値)、そして「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」

の各々については、等価市場所得と等価可処分所得に基づくジニ係数(いずれもOECDの定める所得概念と推計方法による推計値)を示している(西崎・山田・安藤1998; OECD 2016)。ここで「等価所得」とは世帯所得を世帯員数の平方根で割った値であり、世帯規模(およびそれに伴う規模の経済)を考慮した一人当たり世帯所得を表す。

なお、「所得再分配調査」のジニ係数の公表値はメディア等によく引用されるが、等価所得ではないために世帯規模の縮小がジニ係数の上昇要因となっていること、また調査対象や所得定義が他調査と異なりジニ係数の過大推定になっていることから、利用には注意が必要である(大竹・齊藤1999; 舟岡2001)。これに対して、「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」はより代表性の高い大規模調査であるが、同じ所得概念を用いているにもかかわらず、両調査に基づくジニ係数には(図3でみた相対的貧困率と同様に)大きな乖離がある。OECDデータベースには「国民生活基礎調査」の数値が採用されていることもあり、この問題は国会でも話題となった。内閣府・総務省・厚生労働省(2015)の分析では、両調査の乖離は調査系統や回収率の違いによるもので、それぞれ一長一短がありどちらの数値がより正しいとはいえないという結論を得ている。従って、本論文ではジニ係数と貧困率の水準については「国民生活基礎調査」の数値を上限、「全国消費実態調査」の数値を下限とみなして分析を進める。このよう

図5. 日本における調査別・所得概念別のジニ係数の推移



注) 市場所得=給与所得+事業者所得+資本所得(利子・配当・地代・家賃)+企業年金・個人年金・生命保険・仕送り, 可処分所得=市場所得+社会保障給付(公的年金・雇用保険・生活保護を含む)税・社会保障負担, 等価所得=世帯所得/世帯員数の平方根。

出所) 所得再分配調査①② 1961-1998年は西崎・山田・安藤(1998)表2-4, 2001-2013年は厚生労働省『所得再分配調査報告書』公表値, 国民生活基礎調査①②は OECD Income Distribution Database, 全国消費実態調査①は総務省『全国消費実態調査: 所得分布等に関する結果』公表値, 全国消費実態調査② 1984-1994年は西崎・山田・安藤(1998)表2-1, 1999-2014年は総務省『全国消費実態調査: 所得分布等に関する結果』公表値。

に図5の示すジニ係数の水準については留意が必要だが、趨勢に注目するとどの調査でも1980年代以降に上昇に転じており、特に再分配前の市場所得において上昇率が大きい。

次に国際比較の視点から、表1にOECDの主要14カ国についてジニ係数とそのランキングの推移を示す。まず、パネルAの再分配前の等価市場所得についてみると、日本はすでにジニ係数が上昇を始めていた1995年においてもなお、先進国の中では最も不平等度の低い国であった。しかし、その後は次第に順位を上げ、2010年には14カ国中6位にまで不平等度が上昇している。一方、パネルBの再分配後の等価可処分所得でみると、いずれの年も北欧型福祉国家が最もジニ係数が低く、その対極にあるアングロサクソン諸国がジニ係数の上位を占めている。日本は全期間を通じて5位以内の上位に位置しており、市場所得では最も平等な国だった1995年においても可処分所得では特に平等な国ではなかった。これは「日本型平等社会」の特徴が再分配前の平等にあり、かつ政府の再分配機能が低いことの表れである(太田2000)。なお、前述のように表1の日本のジニ係数は「国民生活基礎調査」に基づく数値だが、代わりに「全国消費実態調査」の数値を用いると、市場所得においても可処分所得においても、日本の不平等度の国際的順位は大きく下

がるが、趨勢についてはほぼ同様である。

次に、高齢化がジニ係数に与える影響をみるために、図6では対象を生産年齢層(18-65歳)に限定したジニ係数と全年齢層のジニ係数の推移を比較する。等価市場所得では生産年齢層の方が顕著にジニ係数の上昇幅が低いのに対し、等価可処分所得では年齢層によるジニ係数の差がほとんど見られない。これは等価市場所得における不平等化の最大の要因は高齢化にあること、そして再分配によるジニ係数減少の主要な効果は高齢層で発生していることを示唆している。この点については、貧困率の分析においてより明らかになる。

さらに、Lise *et al.* (2014)の「家計調査」の個票を用いた分析によって、世帯員が二人以上の労働年齢世帯(世帯主25-59歳)に対象を限定した所得

分布の動向をみよう。図7は等価市場所得(パネルA)と等価可処分所得(パネルB)について、1981年から2008年までの所得分布の二十分位値の年次変化(1981年を基準とする実質所得)を示したものである。図中のp5は下位5%分位値、p50は中央値の所得を指す。パネルAから直ちにわかることは、高齢者世帯と単独世帯を除いた労働年齢世帯においても全期間を通じて市場所得が不平等化していること、そして、所得の上位層における格差の拡大に比べて、下位層における格差の拡大の方がはるかに大きいことである。すなわち、格差拡大の主な原因は、富裕層の富裕化ではなく、下位25%の低所得層の相対的貧困化にある。さらに、1990年代半ば以降は絶対的水準において中央値以下の分位所得が減少しており、しかも低所得層であればあるほど減少幅が大きい。また、パネルBが示すように、政府による再配分は格差の拡大を多少は緩和しているが、ボトム10%の低所得層の貧困化に対してはほとんど効果が見られない。換言すれば、日本においては、高齢者世帯の動向とは独立に、労働年齢世帯においても「低所得層の貧困化」によって格差が拡大している。

4.2 上位所得の動向

図7は、日本では「富裕層の富裕化」が起きてい

表1. OECD 主要国におけるジニ係数の推移

A. 等価市場所得

順位	1995年		2000年		2005年		2010年	
1	UK	0.507	UK	0.512	Italy	0.512	UK	0.523
2	NZ	0.488	France	0.490	UK	0.503	Italy	0.507
3	Netherlands	0.484	NZ	0.484	Germany	0.499	France	0.505
4	Finland	0.480	Australia	0.476	US	0.486	US	0.499
5	US	0.477	Finland	0.476	France	0.485	Germany	0.492
6	France	0.473	US	0.476	Finland	0.481	Japan	0.488
7	Australia	0.467	Italy	0.475	NZ	0.473	Finland	0.485
8	Italy	0.467	Germany	0.471	Australia	0.465	Australia	0.469
9	Germany	0.459	Sweden	0.446	Japan	0.462	NZ	0.454
10	Sweden	0.438	Canada	0.440	Norway	0.447	Canada	0.447
11	Canada	0.430	Japan	0.432	Canada	0.436	Sweden	0.441
12	Denmark	0.417	Norway	0.426	Sweden	0.432	Denmark	0.429
13	Norway	0.404	Netherlands	0.424	Netherlands	0.426	Netherlands	0.421
14	Japan	0.403	Denmark	0.416	Denmark	0.416	Norway	0.408

B. 等価可処分所得

順位	1995年		2000年		2005年		2010年	
1	US	0.351	UK	0.351	US	0.373	US	0.375
2	UK	0.334	US	0.347	UK	0.335	UK	0.347
3	NZ	0.329	Japan	0.334	NZ	0.329	Japan	0.332
4	Italy	0.324	NZ	0.331	Italy	0.325	Canada	0.323
5	Japan	0.319	Canada	0.322	Japan	0.323	Italy	0.323
6	Australia	0.301	Italy	0.318	Canada	0.321	Australia	0.318
7	Netherlands	0.298	Netherlands	0.293	Australia	0.305	NZ	0.311
8	Canada	0.292	Australia	0.292	Germany	0.304	France	0.301
9	France	0.280	France	0.288	France	0.288	Netherlands	0.287
10	Germany	0.267	Germany	0.262	Netherlands	0.285	Germany	0.285
11	Norway	0.237	Norway	0.260	Norway	0.284	Sweden	0.270
12	Finland	0.229	Finland	0.256	Finland	0.266	Finland	0.268
13	Sweden	0.216	Sweden	0.242	Sweden	0.236	Norway	0.257
14	Denmark	0.206	Denmark	0.219	Denmark	0.227	Denmark	0.248

注) 可処分所得=市場所得+社会保障給付(公的年金を含む)-税・社会保障負担、等価所得=世帯所得/世帯員数の平方根。ジニ係数は1に近いほど不平等度が高い。日本の数値は「国民生活基礎調査」に基づく推計。ただし、調査年が表題年と異なる時は一番近い調査年の値を用いている。

出所) OECD Income Distribution Database より筆者作成。

ないこと示唆するが、分析で用いている「家計調査」は標本数が少なく上位5%分位より上の所得層を把握することはできない。そこで図2-Bによって、近年の上位1%および0.1%所得シェアの動向を見ると、1990年代半ばから2008年のリーマンショックまで緩やかに上昇した後に減少に転じている。また、富裕層の富裕化が進むアメリカでは、上位所得層であるほど所得の上昇率が大きい。日本ではそのような傾向は見られない(Moriguchi and Saez 2008)¹⁵⁾。

アメリカにおける上位所得シェアの上昇の大きな要因は、①重役報酬の高額化による上位労働所得の

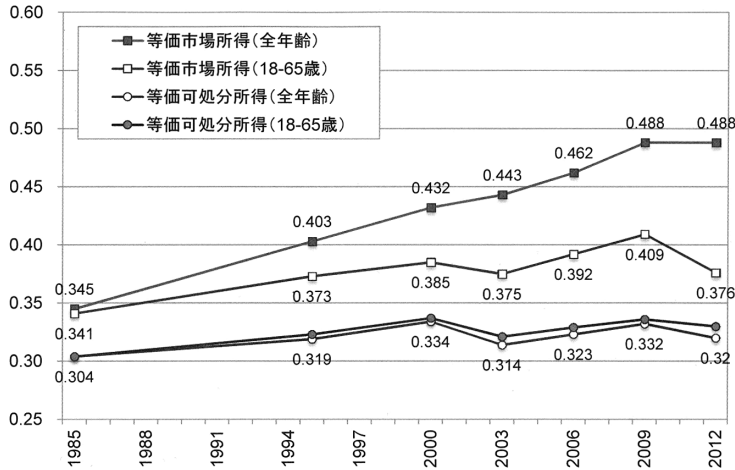
拡大と②富の集中による上位資本所得の拡大である。

日本でも、上場企業に役員報酬1億円以上についての開示が2009年に義務付けられて以来、報酬1億円以上の役員数は増加傾向にあるが、2015年においてもその数は414人に留まっている(東京商工リサーチ2015)。図8は日米における役員報酬上位10人の報酬額を比較するものだが、日本の報酬水準はアメリカを大きく下回り、さらに興味深いことに日本の上位10人のうち1位と2位を含む6名が海外からリクルートされた外国籍の役員である。アメリカ企業については効率性の観点から経営者報酬が過大であるかを検証する多くの実証分析があり、論争が続いている(Murphy 2012)。日本の役員報酬が労働生産性に対して過小であるか過大であるかもすぐれて実証的な問題であり、今後の研究の進展が待たれる。

日本ではデータの制約から上位資本所得の分析が難しい¹⁶⁾。税務統計を用いた

上位所得の推定においても、利子・配当には源泉分離課税が適用されるため上位資本所得を正確に把握することができない。このような限界はあるものの、Moriguchi(2016)の1956-2006年の税務統計を用いた上位所得者の所得階層間移動の分析によると、日本では上位1%層(富裕層)の1年残存率は高水準で安定しているが、上位0.1%層(超富裕層)の1年残存率は資産市場の高騰期に大きく低下する。これは土地や株式の高騰によって巨額の譲渡益を受け取った人々が一時的に上位0.1%層に入りメンバーが入れ替わるためであり、日本では高額所得者が必ずしも大資産家ではないことを示唆している。これに対

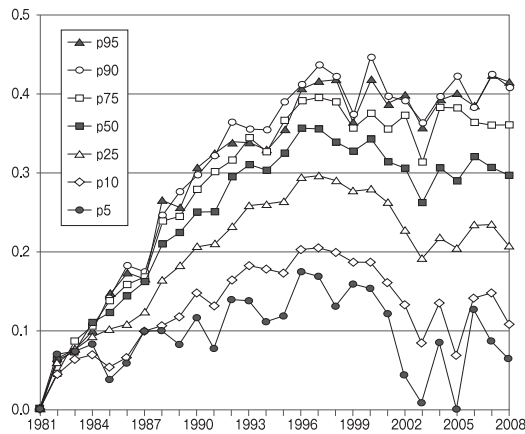
図 6. 日本における生産年齢世帯と全世帯のジニ係数の推移の比較



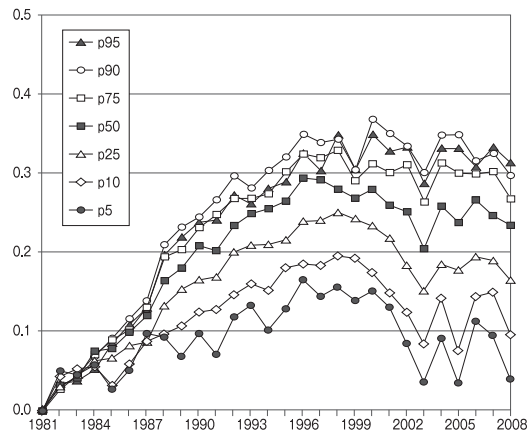
注) 「国民生活基礎調査」に基づく推計。
出所) OECD Income Distribution Database より筆者作成。

図 7. 日本における二人以上労働年齢世帯の所得分布の推移

A. 等価市場所得(実質所得, 対数値)



B. 等価可処分所得(実質所得, 対数値)



注) 「家計調査」個票を用いた推計。対象は世帯員が二人以上で世帯主が25-59歳の世帯。p5は分布の5%分位値, p95は95%分位値(上位5%分位値と同じ)。1981年値を基準とする年次変化を示す。
出所) Lise, Sudo, Suzuki, Yamada, and Yamada(2014), Figure 4.6の再掲。

して、アメリカでは上位所得層が上位資産層にも属する傾向が強まっており、所得と富の集中を示唆している(Austen, Gee, and Turner 2013; Atkinson and Lakner 2013; Saez and Zucman 2014)。

以上を総合すると、日本でも上位所得シェアの緩やかな上昇は見られたが、ピケティの憂慮するような「富裕層の富裕化」が進んでいるとは言い難い。次節では、日本の直面する課題は「貧富」の拡大ではなく、貧困の拡大であることを明らかにする。

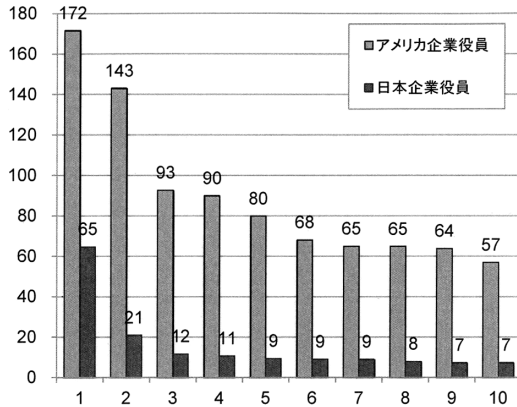
4.3 相対的貧困率の動向

貧困層の動向を定量的に把握するために、まず相対的貧困率の変化を観察する。図3によると、日本

における相対的貧困率は高度成長期に大きく減少した後、1980年代から上昇に転じている。世界的な趨勢と比較するために、図9にOECD主要10カ国における相対的貧困率の推移を示す。パネルAによって等価市場所得における貧困率をみると、日本は1985年には12.5%と主要国の中でも飛び抜けて貧困率が低かったが、2012年には32.8%にまで上昇しフランス、ドイツに次ぐ高い貧困率を示している¹⁷⁾。

パネルBによって等価可処分所得における貧困率をみると、いずれの国においても再分配によって貧困率が下がるが、特に再分配前の貧困率が常時30%を超えていたフランスは、再分配後には貧困

図8. 日本とアメリカにおける役員報酬額トップテンの比較

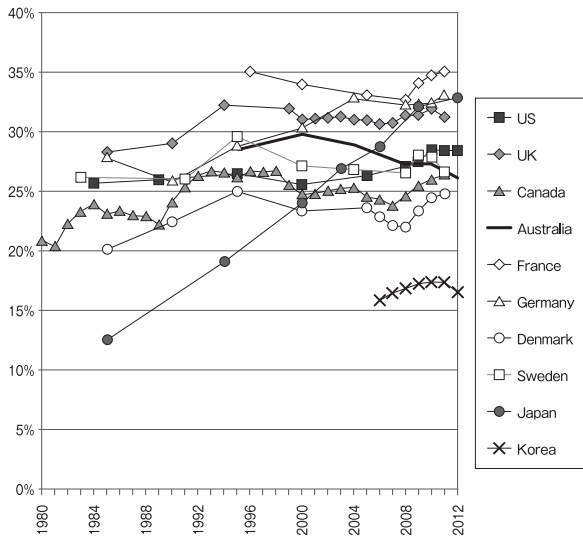


注) 2015年の日米企業の役員報酬額上位10名の報酬額。単位は億円(1ドル=120円)。ただし、日本企業役員のうち、1, 2, 4, 6, 7, 10位は外国籍の役員である。

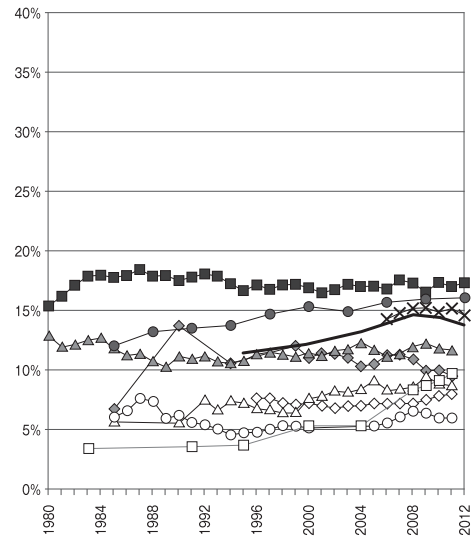
出所) AFL-CIO PayWatch(2015), 東京商工リサーチ(2015)より筆者作成。

図9. OECD主要国における相対的貧困率の推移

A. 等価市場所得(再分配前)



B. 等価可処分所得(再分配後)



注) 等価所得=世帯所得/世帯員数の平方根。相対的貧困率=等価所得が分布の中央値の50%未満である者の割合。日本の数値は「国民生活基礎調査」に基づく推計。

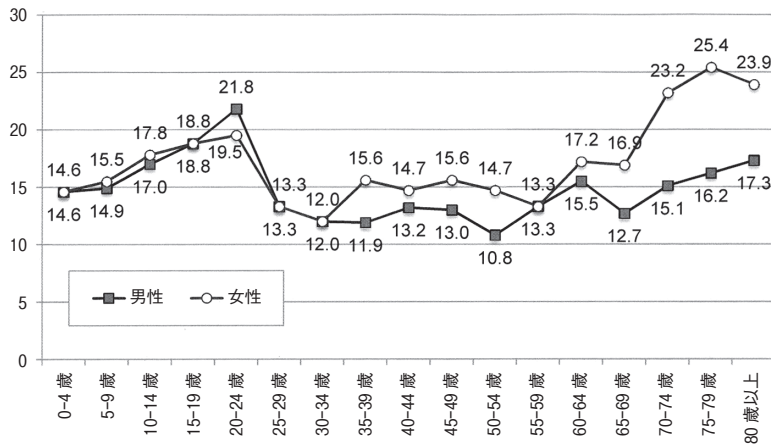
出所) OECD Income Distribution Databaseより筆者作成。

率が8%以下にまで低下している。これに対して、アメリカと日本(および韓国)は他国に比べて再分配効果が小さいため、可処分所得では全期間を通じて貧困率の最上位を占めている。日本の貧困率が2009年には16.0%に達し、アメリカの16.5%に近づいたことはメディアでも大きく報道された。また、子どもの貧困率も同年に15.7%に上昇し、子どもの「6人に1人は貧困」であることは衝撃を持って受け止められたのである。

ただし、図9の日本の数値は「国民生活基礎調

査」に基づくものであり、「全国消費実態調査」の相対的貧困率とは5パーセントポイントの乖離がある(図3)。後者の数値では可処分所得における日本の貧困率は2009年では10.1%で「10人に1人が貧困」であり、主要先進国の中位程度に位置する。従って、貧困率の水準の高さとその国際的順位についてはおそらく過度に悲観的になるべきではない。しかし、より憂慮すべき点は、どちらの調査でも1997年から2012年にかけて貧困線が実質値で減少しているにもかかわらず相対的貧困率が上昇してい

図 10. 日本における男女別・年齢階層別の再分配後の相対的貧困率, 2012 年



注) 「国民生活基礎調査」個票を用いた分析, 等価可処分所得における相対的貧困率。
出所) 阿部(2015)より筆者作成。

る点である。これは同時期に絶対的な貧困率も上昇していることを意味しており, このような日本の状況は先進国の中でも特異である。

それでは, どのような人々が貧困にあるのだろうか。「国民生活基礎調査」の個票データを用いた阿部(2015)の分析によると, 再分配後の等価可処分所得において, 男女ともほぼ全ての年齢層で 1985 年から 2012 年にかけて相対的貧困率が上昇しており, 2000 年代に入ってから特に 20-24 歳の若年層で顕著な上昇が見られる。これは貧困率の上昇は高齢化だけでは説明できないことを示唆する。図 10 は, 2012 年の男女別年齢階層別の再分配後の相対的貧困率を示しているが, 男性については高齢層よりも若年層において貧困率が高く, 20-24 歳層において最も高い(22%)。女性についてはほぼ全ての年齢層において男性よりも貧困率が高く, 後期高齢層において貧困率が最も高くなっている(23-25%)。

次に, 図 11 によって男女別年齢層別の再分配による貧困率の削減効果を見る。同じく「国民生活基礎調査」個票を用いた分析だが, 年は 2010 年と少し異なる(阿部 2011)。図から直ちに明らかなのは, 再分配効果が高齢層に集中している点であろう。高齢者の貧困率が再分配前の 64% から男性は 15%, 女性は 23% へと大きく低下しているのに比較すると, 現役世代と子どもについては再分配効果が非常に小さい。これは政府の再分配政策が年金を中心とする社会保険に手厚く, 生活困窮者への公的扶助については限定的であることを反映している¹⁸⁾。

図 12 は再分配後の貧困率を年齢層別および世帯

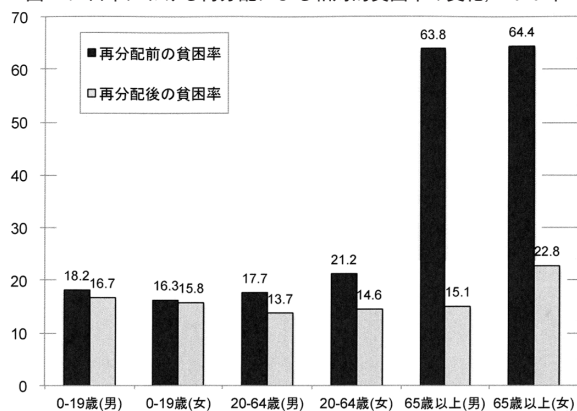
種類別に示すものである(阿部 2011)。現役世代(20-64 歳)の夫婦を含む「標準世帯」では貧困率は 10-12% であるのに対して, 男性の高齢単独世帯では 29%, 女性の高齢単独世帯では 47%, 母子世帯では 48% と再分配後でも非常に高い貧困率となっている。ただし, 母子世帯は 1986 年の 55 万世帯から 2013 年の 82 万世帯に増加はしているものの, 絶対数も増加率も小さいために貧困率の上昇に対する寄与はそれほど大きくない。これに対して, 高齢単独世帯(うち 8 割は女性)は 1986 年の 128 万世帯から 2013 年の 573 万世帯へと急増しており, 貧困率上昇の重要な要因となっている。

さらに, 石井・樋口(2015)の 2011 年「日本家計パネル調査」の個票を用いた分析によると, 世帯主が 20-64 歳の現役世帯においては, 「正規労働世帯」(世帯主が正規労働者でその他の世帯員が正規または無業の世帯)の貧困率は 5% であるのに対して, 「非正規労働世帯」(世帯主が非正規労働者でその他の世帯員が非正規または無業の世帯)は 21%, 「無業世帯」(世帯主およびその他の世帯員が無業の世帯)は 46% であり, 貧困世帯全体の 54% を「非正規労働世帯」が占めていた。すなわち, 労働年齢世帯については, 非正規雇用の世帯主の増加が貧困率の上昇要因であることを示唆している。

4.4 生活保護受給率の動向

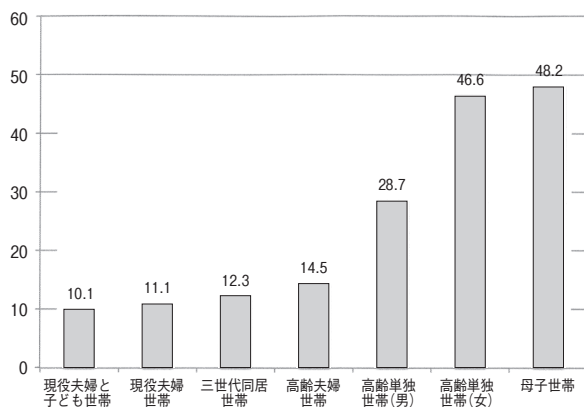
貧困層の動向を表すもうひとつの指標として, 公的扶助の根幹をなす生活保護の受給動向を見ておきたい。図 13 は 1951 年から 2014 年までの生活保護

図 11. 日本における再分配による相対的貧困率の変化, 2010 年



注) 「国民生活基礎調査」個票を用いた分析, 等価市場所得(再分配前)と等価可処分所得(再分配後)における相対的貧困率を示す。再分配とは税・社会保険料負担と社会保障給付の和。
出所) 阿部(2011)資料3, 表1より筆者作成。

図 12. 日本における世帯種類別の再分配後の相対的貧困率, 2010 年



注) 「国民生活基礎調査」個票を用いた分析, 等価可処分所得における相対的貧困率, 現役とは20-64歳, 高齢とは65歳以上, 単独世帯とは世帯員数が1名の世帯, 母子世帯とは配偶者のいない女性と未成年の子のみの世帯。
出所) 阿部(2011)資料3, 表1より筆者作成。

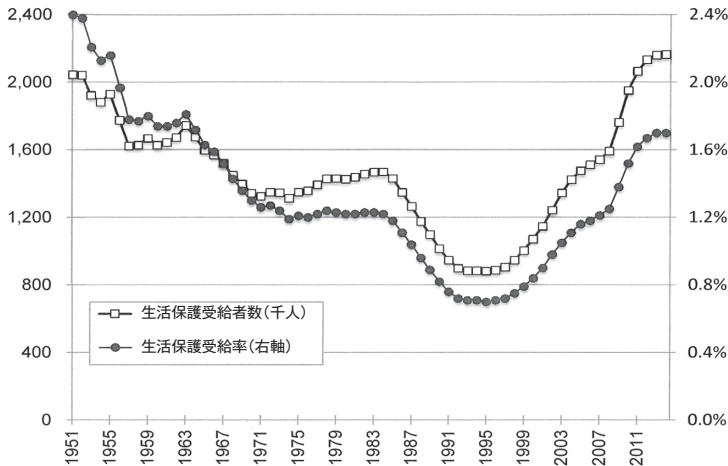
受給者数と受給率(対人口比率)を示したものである。受給者数は現制度の設立当初の204万人から1995年には88万人まで減少したが, それから上昇に転じている。特に, 2008年9月に起きたリーマンショック後に受給者が急増し, 2011年には207万人と「戦後最多」を更新したことは大きな注目を集め, 人々に「格差社会」の到来を印象付ける契機となった。ただし, 戦後の人口増を考慮した受給率でみると, 2011年の生活保護受給率は1.6%に留まり1951年の2.4%を超えるものではない。

生活保護を受給する資格があるのは, 原則として, 世帯収入が保護基準を下回る世帯であり, 保護基準は一般世帯の消費水準に基づいて設定されている¹⁹⁾。

従って, 理論的には生活保護受給率は保護基準を貧困線とする相対的貧困率に等しいと予想される。だが, 日本の生活保護制度は, 保護に先立って①生活困窮者の自助努力(持てる能力や資産その他の活用)と②民法の定める親族による扶養義務を優先する²⁰⁾。そのため, 申請者は受給資格の認定にあたって, 収入だけではなく貯蓄・資産・就労能力・扶養可能な親族の有無についても審査を受けなければならない。そして, これらの要件をどれだけ厳格に審査するかについては裁量の余地があり, 時々生活保護行政の運営方針に大きく依存する(和田・木村1998, 阿部2013)。換言すれば, 生活保護受給率は(保護基準を貧困線とする)相対的貧困率のみではなく, 行政の審査基準にも影響されるため, 貧困率を大きく下回る傾向にある²¹⁾。実際, 図13にみる1980年代後半の受給率の急落の背景には, 景気上昇に加えて1981年厚生省通知による審査の強化(いわゆる保護の「適正化」)があった(四方・田中2011)。

それでは1990年代半ばからの急速な受給率の上昇はどのような要因によるものだろうか。生活保護世帯は統計上, 高齢者世帯・母子世帯・障害者世帯・傷病者世帯・その他世帯に大別される(図14)。その中でも, 保護を受ける高齢者世帯は1995-2014年に25万世帯から76万世帯へと急増し, 2014年には生活保護世帯の48%を占めているが, その9割は高齢単独世帯である(厚生労働省「福祉行政報告例」)。高齢者世帯の受給率をみると同時期に4%から6%に上昇しており, 高齢化(高齢者世帯割合の増加)と高齢層の貧困化(高齢者世帯受給率の増加)の双方の進行がみられる。四方・田中(2011)の分析によると, 1995-2004年の生活保護受給率の上昇の6割近くは保護を受ける高齢者世帯の増加によって説明され, その大半は高齢単独世帯割合の増加(高齢単身化)によるものであった。また, 周・鈴木(2007)の1995-2005年の都道府県別パネルデータを用いた分析によると, 高齢化と失業率はともに保護率に対して正で有意な影響を持つが, 前者の方がはるかに大きな説明力を持ち, さらに前期高齢者世帯の受給率の上昇(貧困化)と後期高齢者世帯の世帯割合の増加(超高齢化)が重要な要因であった。これらの分析は少なくともリーマンショック以前の受給率の上昇は, 経済的要因よりも高齢化の方が大きな

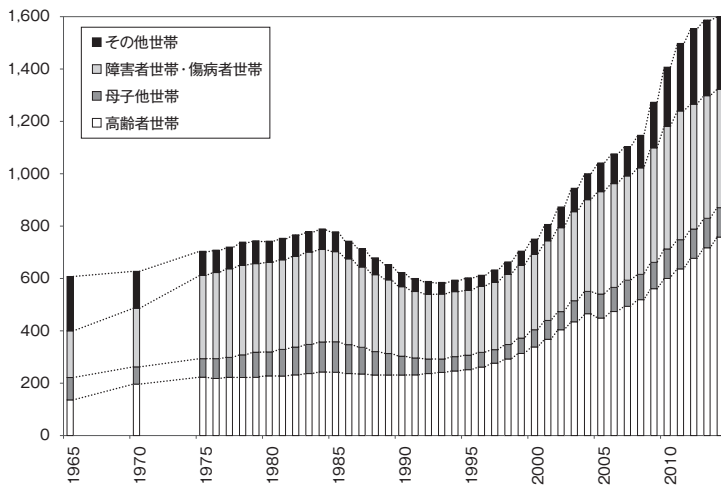
図 13. 日本における生活保護受給者数と受給率の推移



注) 現行の生活保護制度は1950年の新生活保護法より設立される。生活保護受給率は生活保護受給者数の人口に占める割合。

出所) 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障統計年報データベース』および厚生労働省『被保護者調査(平成26年度)結果の概要』より筆者作成。

図 14. 日本における世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



出所) 国立社会保障・人口問題研究所『社会保障統計年報データベース』および厚生労働省『被保護者調査(平成26年度)結果の概要』より筆者作成。

要因であったことを示している。

図 14 によると、生活保護世帯の中では「その他世帯」も1995年の4万世帯から2014年の28万世帯へと急増しているが、特に2009年以降の増加が著しく、2014年には全保護世帯の18%を占めるに至った。「その他世帯」とは、高齢者でも障害者でも傷病者でもなく母子家庭でもない比較的健康な現役世帯を指す。世帯類型別の生活保護開始理由によると、「その他世帯」については失業を理由とする世帯が2009年以降に急増している。一般に、2009年以降の生活保護受給者の急増は、リーマンショッ

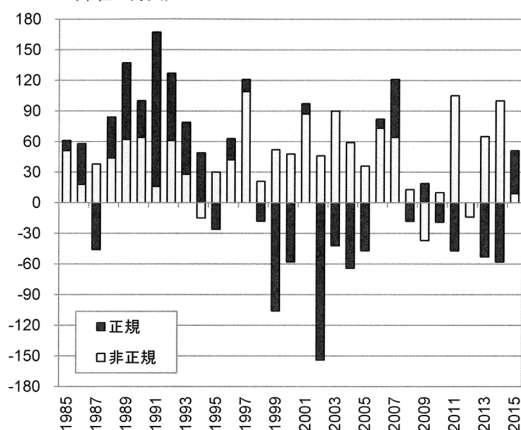
クによる景気の悪化で失業者が増え、生活保護申請者が急増したためだという理解が浸透しており、これらのデータも一見この仮説を支持するようにみえる。

しかし、同時に、リーマンショック後にホームレスが急増して社会問題化したことを受け、2009年の3回にわたる厚生労働省通知によって審査基準が緩和され²²⁾、それまでは受給が困難だった「就労可能層」に生活保護の対象が拡大されたことにも留意したい(阿部2013)。すなわち、リーマンショックを契機として、それまでは自己責任とされてきた貧困層に新たな光があたり「貧困の再発見」が起こったともいえる。周・鈴木(2012)の長期時系列データを用いた分析によると、2009年以降の保護率の上昇は景気変動のみでは説明できない部分も大きく、高齢化に加えて、行政の運営指針の変化も重要な要因であったことを示唆する。換言すれば、1990年代半ば以降の生活保護受給率の上昇は、高齢化と保護行政の変化による影響も大きく、すべてを経済環境の悪化によるものとみなすことはできない。

4.5 非正規雇用の動向

ここまでの分析では、日本における1990年代以降の「低所得層の貧困化」には、高齢者世帯に関わる要因と労働年齢層に関わる要因があることを明らかにした。本節では、特に若年層の貧困化の主因とされる非正規雇用の増加について考察する²³⁾。以下で重要となる論点は、非正規の増大においても経済環境の悪化だけではなく、社会構造や人口構造の変化が重要なファクターであること、非正規雇用が世帯所得に与える影響は雇用者の性別・年齢・世帯構成によって違い異質性が大きいこと、また、格差拡大の象徴として「若年男性の非正規化」に注目が集まるが、非正規雇用は依然として圧倒的に女性に偏在しており、

図 15. 日本における正規・非正規別の雇用者数の年次変化
(単位: 万人)



出所) 総務省「労働力調査」より筆者作成。

それが日本における根強い男女格差の根底にあること、である。

図 15 は日本における 1985 年から 2015 年までの雇用者数の年次変化を正規・非正規別に示したものである。1992 年のバブル崩壊直後まではほぼ毎年、正規と非正規の双方の雇用が純増していたが、1997 年の金融危機後に状況が一変し、1998 年から 2014 年までは正規雇用が(2006-2007 年の景気回復期を除き)毎年のように大幅に減少しているのに対し、非正規雇用は(2009 年を除き)毎年のように増加している²⁴⁾。これは低成長期の雇用創出がほぼすべて非正規であったという点で衝撃的である。

ただし、図 15 が直ちに、低成長期に大規模な「非正規雇用による正規雇用の代替」が起こったことを意味するわけではない。正規労働者の減少と非正規労働者の増加は必ずしも同一の産業・企業・事業所で起きているわけではなく、実証分析においても両者が代替関係にあるか補完関係にあるかについては明確な結論が出ていない²⁵⁾。さらに、1985-2015 年間の非正規雇用者の増加の 7 割は女性であり、女性非正規労働者が正規雇用の配偶者を持ち世帯内の追加的稼得者である場合は、むしろ世帯間の所得格差を縮小する傾向がある(石井・樋口 2015)。また、男性非正規雇用の増大にはいわゆる「就職氷河期」に正規雇用につけなかった若年男性だけではなく、高齢者雇用安定法の拡充に伴う定年後再雇用の増加も影響している。換言すれば、非正規雇用者は性別・世帯構成・年齢による異質性が大きく、非正規雇用の増大が必ずしも貧困化を意味するものではない。

図 16 は、男女別に 1990 年と 2015 年の年齢階層別雇用形態別雇用者数を対比している。雇用形態の分類は役員・正規・非正規(パートタイム、アルバイト、派遣社員、契約社員・嘱託・その他)である。パネル A の男性をみると、1990 年には 15-24 歳の若年層と 55 歳以上の高齢層に相対的に非正規雇用が多いが、若年層はアルバイトが中心で高齢層は嘱託が中心である。2015 年には少子高齢化で年齢構成が右に大きくシフトし、55 歳以上の雇用者数が著しく増加している。また、どの年齢階層においても非正規雇用が増加しているが、65 歳以上の高齢層は雇用形態の異質性が非常に大きく、非正規雇用も多いが役員も多く、年齢層内の所得格差が大きいが推察される。

次に、パネル B の女性をみると、男性とは対照的に中高年層に非正規雇用が多く、また、労働時間の柔軟性が高いパートタイム労働者が圧倒的なシェアを占める点も異なる。さらに、女性については、1990 年から 2015 年にかけて労働力人口が純増し、25 歳以上の全年齢階層で雇用者数が大きく増加している。ただし、その増加分はすべて非正規雇用であるといっても過言ではなく、いずれの年齢層でも非正規雇用の比率が大幅に上昇している。

図 17 は、非正規比率(役員を含む全雇用者に対する非正規雇用者の比率)の推移を男女別、年齢階層別に示したものである²⁶⁾。それによると、男女ともに 1990 年から 2015 年にかけて若年層と高齢層において非正規比率の上昇が大きい。ただし、15-24 歳層では男性の非正規比率が 20% から 44% へ、女性は 21% から 52% へと倍増しているが、この年齢層については進学率上昇による学生のアルバイト等の増加の影響があるため注意が必要であり、在学中の雇用者を除くと 2015 年の男性の非正規比率は 28%、女性は 36% である。また、25-34 歳層では男性の非正規比率は 16%、女性は 41% である。これらを総合すると、非正規比率は男性よりも女性において、若年層よりも高齢層において圧倒的に高い。

それにもかかわらず、非正規雇用の議論において若年男性に注目が集まるのは、女性の非正規労働者は原則として家計の補助的稼得者であるとみなされていること、そして若年男性の非正規雇用については生涯および次世代にわたる長期的影響が憂慮されるためであろう。非正社員は同年齢の正社員に比べて賃金が低く、教育訓練を受ける機会が少なく、雇用保障がない上に、年金・健康保険といった社会保

図 16. 日本における男女別の年齢階層別・雇用形態別の雇用者数

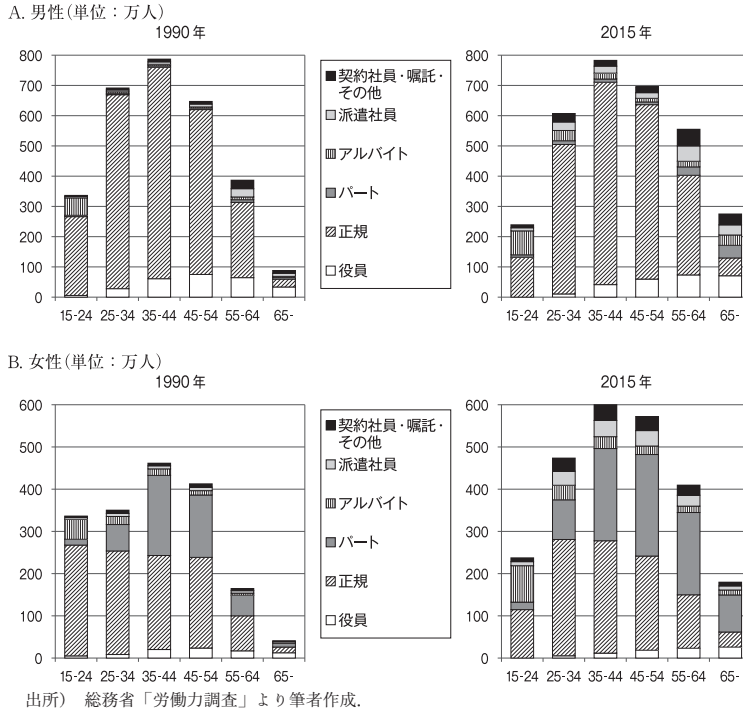
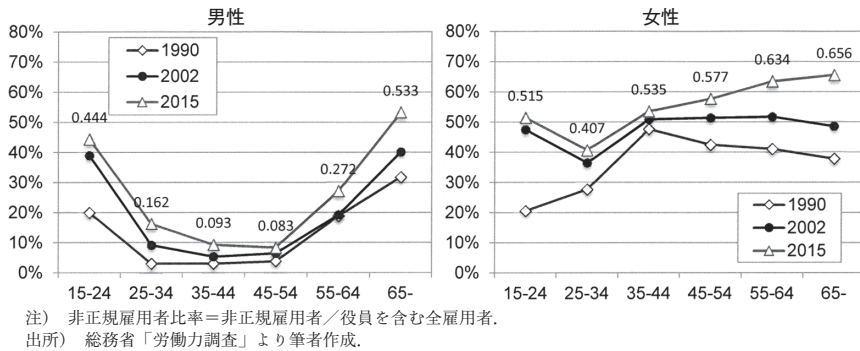


図 17. 日本における男女別年齢階層別の非正規雇用者比率の推移



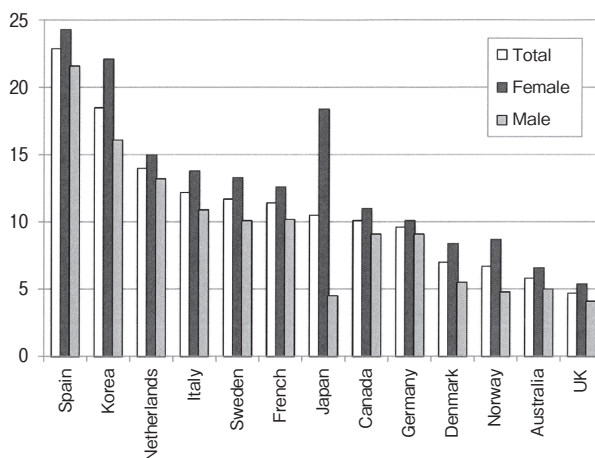
険への加入率が低く、退職金・賞与等の企業の福利厚生制度の適用率も低い(厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」)。従って、キャリアの入り口で非正規雇用についての若者は生涯にわたって貧困に陥るリスクが高まると予想される。このような正規・非正規間の大きな格差は、非正規雇用が女性に限定されている限りは問題とされなかった。しかし、長期不況によって非正規雇用が若年男性にも拡大されたことによって初めて、正規・非正規間の格差が「社会問題化」したといえる。

換言すると、「日本型平等社会」では世帯所得は平等だが、性別役割分業を前提とするため世帯内の

男女の個人所得は平等ではない²⁷⁾。石井・樋口(2015)の分析によれば、日本は OECD 主要国の中で、個人所得におけるジニ係数と世帯所得におけるジニ係数の差(後者の方が小さい)が最も大きい国である。男性が正規雇用、女性が非正規雇用という性別による選別(sorting)は他国においてもある程度は見られるが、図 18 によって OECD 主要 13 カ国における生産年齢労働者の有期雇用比率(有期雇用契約の下で働く労働者の比率)を比較すると、日本は有期雇用の割合がそれほど高いわけではないが、その男女差において突出している。

さらに、図 19 によって男女別の労働時間の分布

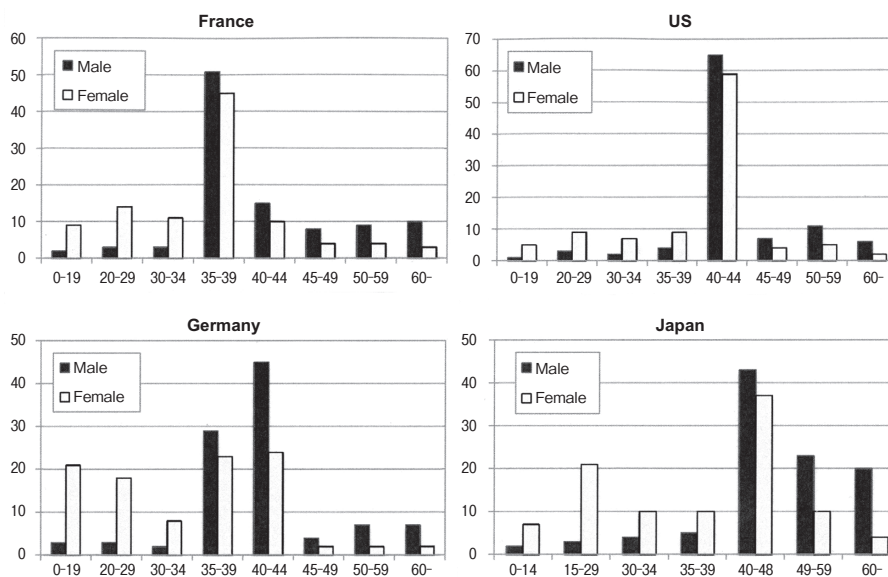
図 18. OECD 主要国における男女別の有期雇用比率, 2012 年



注) 25-54 歳の労働者のうち、有期雇用契約の下で働いている労働者 (employees with a fixed or short-term employment contract) の割合を示す。

出所) OECD Employment Database より筆者作成。

図 19. 男女別の労働時間分布の国際比較, 2009 年



出所) OECD Family Database in May, 2009 より筆者作成。

をみる。労働時間の分布の男女差が小さい国の典型としては、労働時間が短いフランスと労働時間の長いアメリカがある。また、労働時間の分布の男女差は大きい、男女とも労働時間が短いのがドイツである。これに対して日本は労働時間の分布の男女差が大きく労働時間が長い。その特徴は男性の労働時間が非常に長く、そして女性の労働時間の分布が単頂ではなく二つの頂点を持つ bimodal distribution になっている点にある。これは、日本型企業システ

ムでは、性別役割分業を背景に男性正社員の長時間労働が規範となっていること、そのために女性が労働市場に参入する際には長時間労働の正規雇用と短時間労働の非正規雇用の「二者択一」を迫られていることを示す。このような性別による分業と雇用形態の固定化は女性の社会進出をおくらせ、男女間に大きな経済格差を生み出す要因となってきた(エステベス-アベ 2011)。世界経済フォーラムの男女格差指数によると、日本は健康および教育については

男女の平等度が極めて高いにもかかわらず、経済（および政治）については今もなお世界ランキングの下位に位置している（World Economic Forum 2016）。それは「日本型平等社会」があくまでも世帯を単位とする平等であり、個人を単位とする平等ではないことと優れて整合的である。

最後に、低成長期の正規雇用の縮小と非正規雇用の拡大は「日本的雇用慣行の崩壊」を意味するののかについて考えたい。1990年代以降の国際競争の激化によって人件費削減の圧力が高まり、日本企業はこれまでにない規模の雇用調整を行い、正規雇用者を減少させてきた（図15）。このような「リストラ」は日本における終身雇用の終焉と表現されることも多い。しかし、加藤・神林（2016）のマイクロデータを用いた実証分析によると、企業と労働者の属性および失業率をコントロールすると、一定の勤続年数以上の男性正社員については、「失われた20年」（1992-2012年）を通じて勤続年数・十年残存率・離職率・解雇率に有意な変化はなかった。これとは対照的に、勤続年数の短い男性正社員については残存率が大きく低下し、さらに、バブル期に雇用の長期化が進んだ女性正社員についてはバブル崩壊後（勤続年数の長短にかかわらず）顕著な雇用の短期化が起こっていた。

すなわち、企業は不況下において、職場のコアとなる熟練男性正社員については長期雇用を堅持する一方、短期勤続者（若年男性と中途採用者）と女性については長期雇用の「適用外」に置いたといえる。さらに、石原（2003）や Yokoyama *et al.*（2015）の実証分析は、非正規労働者の採用・解雇は、同一企業の正規労働者の雇用を景気変動から守るバッファの役割を果たしていることを示す。すなわち、近年の非正規雇用の増大は「日本的雇用慣行の崩壊」の結果ではなく、むしろ企業が既存の制度の適用範囲を縮小することによって、その存続を図った結果であると考えた方がよい。そして、長期雇用制度に守られる雇用者が減少し、その制度の適用外に置かれた雇用者が今までにない拡大したことによって、非正規世帯や無業世帯が増加し、貧困化が進んだのである。

5. 終わりに

本論文の目的は、比較経済史の視座から、長期的かつ国際比較の可能な統計を駆使して日本における所得格差の長期的変遷を俯瞰し、戦後の高度成長期

を経て成立した「日本型平等社会」の特質を明らかにすることによって、低成長期における格差拡大の本質とその理由を理解することにあった。すなわち、日本型平等主義は、北欧型福祉国家の平等主義とは対照的に、再分配前の所得における世帯を単位とする平等であり、企業による正社員への人的資本投資と雇用保障、男性正社員を世帯主とする標準世帯、夫婦による性別役割分業、および非稼得者の親族による私的扶養、を前提として成立するものだった。また、日本型平等社会は日本型の企業システムおよび社会保障制度と優れて補完的な関係にあり、大企業による男性正社員への手厚い教育訓練は均質性の高い労働力を生み、市場所得における平等を実現する一方で、政府の再分配政策は企業を通じた雇用保障と社会保険に重点を置き、事後的な貧困救済は自助努力と私的扶助を基礎とする限定的な制度に留まった。

しかし、1980年代以降の少子高齢化と世帯構造の多様化、さらに1990年代以降の長期不況は、日本型平等社会の前提条件を大きく揺るがし、既存の制度には包摂されない社会の構成員（高齢単独世帯、母子世帯、非正規世帯、無業世帯など）が増大し、相対的貧困率が上昇した。近年の日本における格差拡大の特徴は、富裕層の富裕化を伴わない「低所得層の貧困化」にあり、ピケティの強調する世界的趨勢とは一線を画している。換言すれば、日本は規制緩和や構造改革によって、公正よりも効率を重視し格差を積極的に容認する「アメリカ型格差社会」になったのではなく、むしろ既存のシステムが機能不全に陥ったことによって日本型平等主義に内在していた格差が顕在化し、結果的に格差の広がった社会になったといえる。

日本が直面する真の課題は貧困化と革新力の低迷にある。公的扶助の制度が限定的な日本において、貧困化への対応はまさに焦眉の課題であり、その解決には私的扶助に頼らず、世帯ではなく個人を単位とした、新たなセーフティ・ネットを編み出す必要がある。そして、中間層の低所得化を押しとどめるには、社会の創造力と革新力を高めていかなければならない。高度成長期に形作られた日本型平等社会は、人的資本の同質性に価値を置き、「男性正社員モデル」のもとでチームワークとハードワークによる革新を目指してきた。しかし、キャッチアップの時代が終わり、日本が技術のフロンティアに立つ今日、高い均質性と平等主義は創造と革新へのインセ

ンティヴを最大化するものではない。今こそ男女の平等を基本理念とし、世帯よりも個人を、同質性よりも人的資本の多様性を尊重する、新たな雇用や社会保障の制度の構築が望まれる。

(一橋大学経済研究所)

注

* 本研究は、2014年度日米教育委員会フルブライト研究員プログラム JSPS 科研費 26245035、および一橋大学社会科学高等研究所重点領域研究プロジェクト「規範・制度・メカニズムデザイン」の成果の一部である。本論文の着想にあたり、スタンフォード大学アジア太平洋研究センターのセミナー参加者から多くの刺激に満ちた示唆を得た。また、一橋大学経済研究所定例研究会においても、阿部修人氏、宇南山卓氏、神林龍氏、後藤玲子氏、齊藤誠氏、橋木俊詔氏、仙田徹志氏、深尾京司氏をはじめとする多くの参加者から有益なコメントを戴いた。ここに記して感謝する。

1) 子どもの貧困率と生活保護受給者数はそれぞれ「平成24年度国民生活基礎調査」と「平成24年度被保護者調査」による。ただし、第4節に示すようにその解釈については留意が必要である。

2) 政府統計の個票データを駆使した優れた分析に Lise *et al.* (2014) などがある。

3) 日本における経済格差に関して総合的な知見を与える優れた先行研究に橋木(1998)、大竹(2005)、白波瀬(2009)、大竹・小原(2010)、小塩(2012)などがあり、本論文もこれらの研究に負うところが大きい。

4) Alvaredo, Atkinson, Piketty, Saez, and Zucman, *The World Wealth and Income Database* (<http://www.wid.world>) を参照のこと。

5) 韓国については Kim and Kim (2015) の分析を参照されたい。

6) Scheve and Stasavage (2010, 2012) は、先進国における累進課税制度の確立に二つの世界大戦が極めて重要な役割を果たしたことを実証的に明らかにしている。

7) サミュエル・ボウルズは、このような日本社会の平等主義への劇的な転換は熱力学における「相転移 (phase transition)」にあたることを述べている (ボウルズ 2012, p. 11)。

8) 和田・木村(1998)は、1960年の生活保護受給世帯の世帯人員別平均消費額(一般世帯消費額の4割にあたる)を貧困線に設定し、これを基準に1953-1993年の絶対的貧困率(各年において実質消費額が1960年貧困線未満の者の割合)および相対的貧困率(各年において消費額が一般世帯消費額の4割未満の者の割合)を推計している。「国民生活基礎調査」と「全国消費実態調査」はともに等価可処分所得の中央値の50%を貧困線に設定している。

9) 欧米にも male-breadwinner model があり1960年代までは主流だったが、その後女性の社会進出に伴って後退した点で、日本とは大きく異なる (Goldin 2006)。

10) 一人当たり世帯所得の標準的な代理変数である等価世帯所得でも、世帯所得の世帯員への平等な配分を仮定している。

11) ボウルズ(2012)は平等主義的資本主義には「北欧型」と「東アジア型」の二つの類型があるとし、北欧型は不平等なストックの分布から生み出されるフローを平等化するのに対し、東アジア型(台湾・韓国・日本)はストックの分布そのものが平等であるために平等主義的配分が実現しているとする。

12) 日本の公的社會支出の対GDP比率は、1995年までは15%以下とアメリカを下回り先進国の中でも最低水準だった。1995年以降は先進国の中位程度まで比率が上昇しているが、これは高齢化に伴う年金・医療保険の支出増大のためである (OECD Social Expenditure Database)。

13) 日本が福祉小国でありながら平等主義的社會を実現していることは一見矛盾しているかに見えるが、Estevez-Abe (2008) が指摘するように、日本政府は原則として産業政策や雇用政策を通じて再分配前の市場所得の平等性を確保しており、これらの政策によって福祉政策を代替しているといえる。

14) この他にも各種の政府統計を用いたジニ係数の推計があるが混乱を招くため、ここでは省略する。調査別のジニ係数の比較については梅溪(2000)、舟岡(2001)、勇上(2003)、田辺・鈴木(2013)を参照。

15) 大竹・小原(2010)も「全国消費実態調査」の個票を用いて上位所得シェアと下位所得シェアを推計し、同様の結論を得ている。

16) 資産格差の研究には高山(1992)、石川(1994)、橋木(1998)などがあるが、データの制約が大きくデータ整備が急務の課題である。

17) 以下でもみるように、日本における再分配前の貧困率の急上昇の大きな要因は高齢化(高齢者比率の増加)である。公的年金は市場所得に含まれないため、年金を主収入とする高齢者は市場所得において貧困であるが、可処分所得においても貧困であるとは限らない。

18) 年金は定額部分と報酬比例部分からなり、現役時の労働所得が高いほど給付額が大きいという逆進性を持つために、貧困層が高齢者となった場合に貧困を削減する機能を持たないことに留意したい。

19) 1984年以降、保護基準は一般勤労世帯の消費水準の6割に設定されている(和田・木村1998)。

20) 公的扶助の給付に先立って「親族による扶養義務」を規定するのは、OECD諸国の中でも日本、スイス、オーストリアなど少数であり、北欧では親族の扶養を想定しない「給付資格の個人化」が進展している(理橋2013)。

21) 日本における近年の捕捉率(=生活保護を実際に受給している世帯/世帯所得が保護基準未満の世帯)は推定で10-20%であり、国際的にみても低い水準だとされる(橋木・浦川2006、阿部2013)。

22) 厚生労働省は2009年3月に「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」および「現下の雇用状況を踏まえた取組について」という通知を出し、同年10月にさらに「緊急雇用対策における貧困・困窮者支援のために生活保護制度の運用改善について」

という通知を出した。

23) 非正規雇用については阿部正浩(2010)による優れた調査論文があり、本節もそれによるところが大きい。

24) 2009年にはリーマンショック後の「派遣切り」によって主として男性派遣社員が減少した。

25) 正規雇用と非正規雇用の代替性に関する実証研究には、石原(2003)、原(2003)、山口(2011)等があるが、期間・産業・企業規模・非正規の種類・代替性概念によって結果が異なり、両者の補充性を示す研究と代替性を示す研究が混在している。

26) 図17では役員を含む「全雇用者」に対する非正規雇用の比率を示しているが、「労働力調査」を含む一般的な統計では「役員を除く雇用者」に対する非正規比率が用いられているため値が異なる。図16にみるように役員比率は年齢とともに上昇するために、役員を除くことは高齢層の非正規比率を過大に表すことに注意したい。

27) ただし、世帯内の個人所得が不平等でも世帯内で平等な再分配が起これば厚生上の問題はなく、「等価世帯所得」の概念は平等な分配を仮定している。しかし、Lise and Seitz(2011)の英国のマイクロデータを用いた分析によると、世帯内の消費は平等ではなく、個人所得の市場所得に大きく依存するため、女性の労働参加率の上昇は消費を平等化することが示された。

参 考 文 献

- 阿部彩(2011)「相対的貧困率の推移：2007年から2010年」内閣府男女共同参画会議，2011年12月20日提出資料。
- 阿部彩(2013)「生活保護への四つの批判」埋橋孝文編『生活保護』第1章，ミネルヴァ書房。
- 阿部彩(2015)「貧困率の長期的動向：国民生活基礎調査1985～2012を用いて」，貧困統計ホームページ(www.hinkonstat.net)。
- 阿部正浩(2010)「非正規雇用増加の背景とその政策対応」樋口美雄編『労働市場と所得分配』(シリーズ「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」)慶應義塾大学出版会。
- ボウルズ，サミュエル(2012)『不平等と再分配の新しい経済学』大月書店。
- エステベス-アベ，マルガリータ(2011)「男女雇用均等の制度的要件の国際比較—日本の男女間格差はなぜ根深いのか—」『日本労働研究雑誌』No.615，pp.52-62。
- 舟岡忠雄(2001)「日本の所得格差についての検討」『経済研究』第52巻第2号，pp.117-131。
- 原ひろみ(2003)「正規労働と非正規労働の代替・補充関係の計測—パート・アルバイトを取り上げて—」『日本労働研究雑誌』No.518，pp.17-30。
- 石原真三子(2003)「パートタイム雇用の拡大はフルタイムの雇用を減らしているのか」『日本労働研究雑誌』No.518，pp.4-16。
- 石井加代子・樋口美雄(2015)「非正規雇用の増加と所得格差：個人と世帯の視点から—国際比較に見る日本の特徴—」『三田商学研究』第58巻第3号，pp.37-55。
- 石川経夫編(1994)『日本の所得と富の分配』東京大学出版会。
- 加藤隆夫・神林龍(2016)「1980年代以降の長期雇用慣行の動向」『経済研究』第67巻第4号，pp.307-325。
- 南亮進(1996)『日本の経済発展と所得分布』岩波書店。
- 溝口敏行(1986)「日本の所得分布の長期変動」『経済研究』第37巻第2号，pp.152-158。
- 溝口敏行・寺崎康博(1995)「家計の所得分布変動の経済・社会および産業構造的要因—日本の経験—」『経済研究』第46巻第1号，pp.59-77。
- 森口千晶(2013)「日本型人事管理モデルと高度経済成長」『日本労働経済雑誌』No.634，pp.52-63。
- 内閣府・総務省・厚生労働省(2015)『相対的貧困率等に関する調査分析結果について』平成27年12月18日公表資料。
- 西崎文平・山田泰・安藤栄祐(1998)「日本の所得格差—国際比較の視点から—」経済企画庁経済研究所，経済分析・政策研究の視点シリーズ第11号。
- 岡崎哲二・奥野正寛(1993)『現代日本経済システムの源流』日本経済新聞社。
- 太田清(2000)「国際比較から見た日本の所得格差」『日本労働研究雑誌』No.480，pp.33-40。
- 大竹文雄(2005)『日本の不平等—格差社会の幻想と未来—』日本経済新聞社。
- 大竹文雄・齊藤誠(1999)「所得不平等化の背景とその政策的含意—年齢階層内効果，年齢間効果，人口高齢化効果—」『季刊社会保障研究』第35巻第1号，pp.65-76。
- 大竹文雄・小原美紀(2010)「所得格差」樋口美雄編『労働市場と所得分配』(シリーズ「バブル/デフレ期の日本経済と経済政策」)慶應義塾大学出版。
- 大沢真知子(2007)『現代日本の生活保障システム』岩波書店。
- 小塩隆士・田近栄治・府川哲夫編(2006)『日本の所得分配—格差拡大と政策の役割—』東京大学出版会。
- 小塩隆士(2012)『効率と公平を問う』日本評論社。
- 四方理人・田中聡一郎(2011)「生活保護受給世帯のストック・フロー分析」『三田学会雑誌』103巻4号，pp.587-600。
- 白波瀬佐和子(2009)『日本の不平等を考える—少子高齢化社会の国際比較—』東京大学出版会。
- 周燕飛・鈴木亘(2007)「生活保護率の上昇と労働市場，人口構造の変化要因」JILPT Discussion Paper Series 07-05。
- 周燕飛・鈴木亘(2012)「近年の生活保護率変動の要因分解—長期時系列データに基づく考察—」『季刊社会保障研究』第48巻第2号，pp.197-215。
- 橋本俊詔(1998)『日本の経済格差—所得と資産から考える—』岩波書店。
- 橋本俊詔・浦川邦夫(2006)『日本の貧困研究』東京大学出版。
- 高山憲之編(1992)『ストック・エコノミー』東洋経済新報社。
- 田辺和俊・鈴木孝弘(2013)「多種類の所得調査を用いた我が国の所得格差の動向の検証」『経済研究』第64巻第2号，pp.119-131。
- 寺西重郎(2003)『日本の経済システム』岩波書店。

- 東京商工リサーチ(2015)『2015年3月期決算「役員報酬1億円以上開示企業」調査』2015年7月13日公表。
- 埋橋孝文(2013)「生活保護をどのように捉えるべきか」埋橋孝文編『生活保護』総論, ミネルヴァ書房。
- 梅溪健児(2000)「所得調査の特徴とジニ係数」『日本労働研究雑誌』No. 480, pp. 21-32。
- 和田有美子・木村光彦(1998)「戦後日本の貧困—低消費世帯の計測—」『季刊社会保障研究』第34巻第1号, pp. 90-102。
- 山口雅生(2011)「正社員と非正社員の代替補完関係に関する計量分析」『日本経済雑誌』No. 64, pp. 27-55。
- 矢沢弘毅(2004)『近代日本の所得分布と家族経済—高格差社会の個人計量経済学分析』日本図書センター。
- 勇上和史(2003)『日本の所得格差をどうみるか—格差拡大の要因をさぐる—』JIL 労働レポート, Volume 3。
- Alvaredo, Facundo, Anthony Atkinson, Thomas Piketty, Emmanuel Saez and Gabriel Zucman, *The World Wealth and Income Database* (<http://www.wid.world>).
- Atkinson, Anthony, and Christoph Lakner (2013) “Wage, Capital, and Top Incomes: Factor Income Composition of Top Incomes in the USA, 1960-2005,” unpublished manuscript.
- Auten, Gerald, Geoffrey Gee and Nicholas Turner (2013) “Income Inequality, Mobility, and Turnover at the Top in the US, 1987-2010,” *American Economic Review*, Vol. 103, No. 3, pp. 168-172.
- Estevez-Abe, Margarita (2008) *Welfare and Capitalism in Postwar Japan*. Cambridge University Press.
- Fukao, Kyoji, Jean-Pascal Bassino, Tetsuji Makino, Ralph Paprzycki, Tokihiko Settsu, Masanori Takashima and Joji Tokui (2015) *Regional Inequality and Industrial Structure in Japan: 1874-2008*. Maruzen Publishing.
- Goldin, Claudia (2006) “The Quiet Revolution That Transformed Women’s Employment, Education, and Family,” *American Economic Review*, Vol. 96, No. 2, pp. 1-21.
- Kim, Nak Nyeon, and Jongil Kim (2015) “Top Incomes in Korea, 1933-2010: Evidence from Income Tax Statistics,” *Hitotsubashi Journal of Economics*, Vol. 56, No. 1, pp. 1-19.
- Lise, Jeremy, and Shannon Seitz (2011) “Consumption Inequality and Intra-Household Allocations,” *Review of Economic Studies*, Vol. 78, No. 1, pp. 328-355.
- Lise, Jeremy, Nao Sudo, Michio Suzuki, Ken Yamada and Tomoaki Yamada (2014) “Wage, income and Consumption Inequality in Japan, 1981-2008: From Boom to Lost Decades,” *Review of Economic Dynamics*, Vol. 17, No. 4, pp. 582-612.
- Moriguchi, Chiaki, and Emmanuel Saez (2008) “The Evolution of Income Concentration in Japan, 1886-2005: Evidence from Income Tax Statistics,” *Review of Economics and Statistics*, Vol. 90, No. 4, pp. 713-734.
- Moriguchi, Chiaki (2010) “Top Wage Income in Japan, 1951-2005,” *Journal of the Japanese and International Economies*, Vol. 24, No. 3, pp. 301-333.
- Moriguchi, Chiaki (2016) “Top Income Shares and Income Mobility in Japan,” Institute of Economic Research, Hitotsubashi University, unpublished manuscript, January 2016.
- Murphy, Kevin (2012) “Executive Compensation: Where We Are, and How We Got There,” in *Handbook of the Economics of Finance*.
- OECD (2016) “Metadata on OECD Income Distribution Database” and “IDD-metadata-by-country.xlsx” available at <http://www.oecd.org/social/income-distribution-database.htm>.
- Ohtake, Fumio, and Makoto Saito (1998) “Population Ageing and Consumption Inequality in Japan,” *Review of Income and Wealth*, Vol. 44, No. 3, pp. 361-381.
- Oshio, Takashi (2006) “Income Inequality and Redistribution Policies in Japan during the 1980s and 1990s,” *Journal of Income Distribution*, Vol. 15, pp. 119-146.
- Piketty, Thomas (2014) *Capital in the Twenty-First Century*, Harvard University Press.
- Piketty, Thomas, and Emmanuel Saez (2003) “Income Inequality in the United States, 1913-1998,” *Quarterly Journal of Economics*, Vol. 118, No. 1, pp. 1-41.
- Saez, Emmanuel and Gabriel Zucman (2014) “Wealth Inequality in the United States Since 1913: Evidence from Capitalized Income Tax Data,” NBER Working Paper No. 20625.
- Scheve, Kenneth, and David Stasavage (2010) “The Conscript of Wealth: Mass Warfare and the Demand for Progressive Taxation,” *International Organization*, Vol. 64, No. 4, pp. 529-561.
- Scheve, Kenneth, and David Stasavage (2012) “Democracy, War, and Wealth: Lessons from Two Centuries of Inheritance Taxation,” *American Political Science Review*, Vol. 106, No. 1, pp. 81-102.
- World Economic Forum (2016) “The Global Gender Gap Report 2016,” available online at: <http://reports.weforum.org/>.
- Yokoyama, Izumi, Kazuhito Higa and Daiji Kawaguchi (2015) “The Effect of Exchange Fluctuations on Employment in a Segmented Labor Market,” RIETI Discussion Paper 15-E-139.